

令和元年6月

定例教育委員会議案

白杵市教育委員会

## 令和元年6月定例教育委員会資料編 目次

報告第9号	専決処分の承認を求めることについて----- (当日配布) (教職員(小・中学校)の内申について)	
第25号議案	臼杵市図書館協議会委員の任命について-----	1
第26号議案	うすき読書のまちづくり推進委員の変更について-----	2
第27号議案	国史跡下藤キリシタン墓地保存活用計画策定委員会設置要綱の制定につい て-----	3
第28号議案	臼杵市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について-----	6

## 第25号議案

### 臼杵市図書館協議会委員の任命について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

令和元年6月26日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

臼杵市立図書館条例（平成17年条例204号）第9条の規定に基づき、下記の者に臼杵市図書館協議会委員を任命する。

#### 記

氏名	年齢	性別	住所	所属	備考
あだち かずとし 足立 和俊	36	男性	臼杵市	臼杵市PTA連合会	家庭教育 (新任)

任期：令和元年7月1日～令和3年4月30日

#### 理由

臼杵市PTA連合会推薦による委員が辞職し、新たに同会より委員の推薦を得られたため任命するもの。

## 第 2 6 号議案

### 令和元年度うすき読書のまちづくり推進委員の変更について

令和元年度うすき読書のまちづくり推進委員の変更について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 2 条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和元年 6 月 2 6 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

変更期日 令和元年 7 月 1 日

変更内容 (内容別紙)

理 由

臼杵市 P T A 連合会推薦による委員が辞職したことに伴う委員変更を行ったため

## 第 27 号議案

### 国史跡下藤キリシタン墓地保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 16 号の規定に基づき議決を求める。

令和元年 6 月 26 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

臼杵市教委告示第 5 号

### 国史跡下藤キリシタン墓地保存活用計画策定委員会要綱

（設置）

第 1 条 国史跡下藤キリシタン墓地の保存活用計画策定に関し、必要な事項を審議するため委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び助言する。

- (1) 保存活用計画方針に関する事項
- (2) 史跡保存活用の方法等の技術的指導に関する事項
- (3) 前 2 号のほか計画策定に関する事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会は教育長が招集する。

2 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（報酬等）

第 6 条 委員の報酬等は、臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年臼杵市条例第 45 号）の定めるところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化・文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

理 由

国史跡下藤地区キリシタン墓地保存活用計画策定にあたっては、専門研究者の意見・指導により進める必要があるので、要綱を制定するもの